

公務員宿舎小鹿住宅整備事業

入札説明書

令和 7 年 6 月 20 日

財務省東海財務局

目次

1	入札説明書の定義	1
2	対象事業の概要	2
(1)	公告日	2
(2)	契約担当官等	2
(3)	担当部局	2
(4)	品目分類番号	2
(5)	事業名称	2
(6)	事業内容	2
(7)	施設等の概要	7
(8)	国の支払に関する事項	8
(9)	事業に必要と想定される根拠法令等	8
(10)	事業スケジュール	8
3	落札者の決定方法	9
4	入札参加に関する条件等	10
(1)	入札参加者が備えるべき要件等	10
(2)	応募に関する留意事項	12
(3)	入札の実施	15
5	提案内容審査	21
(1)	審査委員会の設置	21
(2)	審査の方法	21
(3)	審査項目等	21
(4)	審査委員会事務局	22
6	事業契約に関する事項	23
(1)	特別目的会社（SPC）の設立	23
(2)	事業契約の締結	23
(3)	事業契約の概要	23
7	事業実施に関する事項	27
(1)	誠実な業務遂行義務	27
(2)	事業期間中の選定事業者と国の関わり	27
(3)	業務内容	27
(4)	国による確認等	27
(5)	土地の使用等	28

8 提出書類	30
（1）入札説明書等に関する質問時の提出書類	30
（2）入札参加表明、入札参加資格等要件審査申請時の提出書類	30
（3）入札辞退時の提出書類	30
（4）入札時の提出書類	30
9 その他	33
（1）事業の終了	33
（2）情報の提供	33
（3）予算決算及び会計令第 73 条関係の取扱い	33
付属資料一覧	34

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、国が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「公務員宿舎小鹿住宅整備事業」を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、令和 7 年 3 月 3 日に公表した実施方針（添付資料を含む。以下同じ。）及び令和 7 年 4 月 24 日に公表した実施方針の一部変更と同様であるが、入札参加者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 設計及び建設に関する要求水準書」、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 解体・撤去処分に関する要求水準書」、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 維持管理業務に関する要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）、関係図面等（以下「付属資料」という。）、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書案」という。）及び「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書案」という。）は、本件入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

なお、本件入札説明書と実施方針（一部変更を含む。以下同じ。）に相違のある場合は、本件入札説明書の規定内容を優先するものとする。また、本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

2 対象事業の概要

(1) 公告日

令和 7 年 6 月 20 日

(2) 契約担当官等

支出負担行為担当官

財務省東海財務局総務部次長 平岡 宏友

(3) 担当部局

財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第 3 統括部門）

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 1 号

電話 052-951-2699（ダイヤルイン）

(4) 品目分類番号

41、42

(5) 事業名称

公務員宿舎小鹿住宅整備事業

(6) 事業内容

ア 事業目的

静岡県内に所在する老朽化した公務員宿舎について、国有財産の効率的な使用の観点から集約化のうえ建替えを行うものである。その際、この建替え事業を P F I 法に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、公務員宿舎の整備を行うことを目的とする。

イ 事業方式

公務員宿舎小鹿住宅整備事業（以下「本事業」という。）は、P F I 法に基づき、選定事業者（本件入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定された P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者で落札者が設立した特別目的会社をいう。以下同じ。）が公務員宿舎の設計及び建設等（事業計画等策定、既存建物等の解体撤去、公務員宿舎の設計及び建設をいう。以下同じ。）を行った後、公共施設等の管理者等である財務省（以下「国」という。）に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（B T O（Build, Transfer, Operate））により実施する。

本事業は、公務員宿舎の設計及び建設等並びに公務員宿舎の維持管理業務に係る対価として国が選定事業者が費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から令和 17 年 3 月 31 日までの期間である。

ウ 事業の範囲

本事業で選定事業者が実施する業務の範囲は以下のとおりである。

なお、各業務における具体的内容については、事業契約書案及び要求水準書並びに付属資料において示す。

(ア) 事業計画等策定

選定事業者は、本件入札手続において提出した事業計画にかかる提案書に基づく全体工程計画や業務水準、業務実施体制等を明示した業務全体の事業計画を策定すること。

(イ) 既存建物等の解体撤去

- ① 解体・撤去処分に伴い必要となる申請・届出・協議等
- ② 既存建築物等の解体・撤去処分
- ③ 存置する公務員宿舎の整備（接道部分、構内通路、給排水・ガス等の整備・付替、切回等）
- ④ その他必要な関連業務

（注）１．業務内容の詳細は、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 解体・撤去処分に関する要求水準書」による。

２．既存建物及びこれに附帯する工作物等の解体撤去処分について、国が示したもの以外が存在した場合の撤去処分費用は追加費用として国が負担する。

(ウ) 公務員宿舎の設計及び建設

- ① 設計業務（事前調査業務を含む）
- ② 建設工事
- ③ 工事監理業務
- ④ その他必要な関連業務

（注）１．業務内容の詳細は、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 設計及び建設に関する要求水準書」による。

２．国が提示する土質地盤調査の結果以外の地点での柱状図が必要な場合は、選定事業者の負担において土質地盤調査を実施すること。

３．宿舎の建設に必要な埋蔵文化財調査は、国の負担により実施する。

(エ) 公務員宿舎の維持管理

- ① 維持管理業務
- ② 保守点検業務

（注）１．業務内容の詳細は、「公務員宿舎小鹿住宅整備事業 維持管理業務に関する要求水準書」による。

２．共用施設（植栽、上下水道（水道法施行規則第 55 条、第 56 条による清掃、検査を除く））の維持管理及び宿舎内外の清掃等は、入居者が行うものであり、本事業の対象外である。

３．国は、本事業期間中に限り、選定事業者は、宿舎建物の一部（２－（７）において示す b タイプの専用面積程度（1 ヶ所））を管理事務室として無償で提供する。なお、管理事務室は設置戸数に含まない。また、当該管理事務室に係る経費（備品費（パソコン及びその通信環境のために必要な機器を含む）、冷暖房設備費、消耗品費、電話等施設費、通信運搬費、光熱水費、修繕費等）は選定事業者の負担とする。

(オ) 附帯的事業

選定事業者は、公募手続において提出した事業提案書に基づく附帯的事業に係る一切の業務を実施すること。

エ 附帯的事業に関する提案

選定事業者は、国有財産の有効活用の観点から、本事業の用途又は目的を妨げない限度において、本事業計画地における利用可能容積（最大容積から国の必要容積を除いた容積）を活用し、本事業以外の事業（以下「附帯的事業」という。）を、収益施設等の附帯施設と公務員宿舎との合築（一棟の建物を国と選定事業者が区分して所有することをいう。以下同じ。）、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づく宿舎敷地の一部の貸付、同条第 6 項の規定に基づく宿舎建物（これに関連する宿舎敷地を含む。）の一部の使用若しくは収益の許可（以下「使用許可」という。）又は同条第 6 項の規定に基づく敷地の一部の使用許可により行うことができる。

なお、静岡市は「自転車のまち“しずおか”」を目指しており、当市からシェアサイクル事業等 SDGs に資する自転車活用推進法の理念に配慮した施策への協力要請をいただいている。

また、上記ウの(エ)公務員宿舎の維持管理の（注） 2. で示した共用施設の維持管理等で入居者が行う管理業務についても、附帯的事業として提案することができる。実際の事業内容や費用負担については、提案を踏まえて落札者決定後に選定事業者と宿舎入居者で作る自治会等で協議して決定するものとする。

附帯的事業は、国有財産の有効活用の観点から選定事業者からの要望があれば事業計画地の余剰容積の活用を可能とするものであり、設置を義務づけるものではない。

また、附帯的事業は、国有財産の有効活用等の観点から評価することを予定しているが、その際、本事業に係る公共サービスの提供に影響を与える恐れを避ける又は最小限にすること。

なお、附帯的事業に係る施設の光熱水費、設備維持管理費、清掃費、修繕費等は選定事業者の負担とする。

(ア) 附帯的事業を公務員宿舎との合築により行う場合

国は、附帯的事業を行う選定事業者に、P F I 法第 69 条第 2 項の規定に基づき宿舎敷地の貸付を行う（地上権の設定は認めない）。具体的な利用条件等は以下のとおり（詳細は「国有財産有償貸付契約書(案)」を参照のこと）。

※ P F I 法第 69 条第 2 項に基づく行政財産の貸付

- ・ 周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。
- ・ 国は選定事業者と施設を合築し、区分所有する（宿舎部分は国有、附帯的事業部分は民有）。
- ・ 国は民間施設に係る敷地を選定事業者に限り普通借地として貸付（貸付期間は本事業の事業期間と同一）。
- ・ 事業期間終了時に選定事業者が所有する建物が存続している場合、従前の契約と同一の条件で契約の更新は可能（再度更新も可能）。
- ・ 借地借家法第 22 条から第 24 条までに規定する定期借地権の設定はできない。
- ・ 権利金及び貸付料は民間精通者の意見価格等により国が設定する。

- ・貸付料は年 4 回の前払いとし、3 年毎に改定する。
- ・貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国は事業契約を解除することがある。この場合、選定事業者は、これによって生じた損失の補償を求めることができる。
- ・選定事業者が区分所有する建物の用途は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度の範囲内であり、かつ、都市計画上の用途規制等の範囲内であれば制限しない。また、国の承諾を得た上で、第三者に貸し付けることは可能。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事业の運営を委託し又は収益施設等の附帯施設を譲渡することができる。

(イ) 附帯的事业を公務員宿舎敷地の一部に堅固な建物等を設置して行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に国有財産法第 18 条第 2 項第 1 号の規定に基づき宿舎敷地の貸付を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり（詳細は別添「公務員宿舎小売住宅整備事業に関する国有財産有償貸付合意書（案）」を参照のこと）。

※国有財産法第 18 条第 2 項第 1 号に基づく行政財産の貸付

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。
- ・国は民間施設に係る敷地を選定事業者に限り借地借家法第 23 条に基づく事業用定期借地として貸付（貸付期間は 10 年以上 30 年以下とし、貸付終了の日を附帯的事业の終了日とする。）。
- ・貸付期間終了後、選定事業者の負担により、国が指定する期日までに原状回復の上、明け渡す。なお、再契約する場合その他国が指示した場合はこれに従う。
- ・権利金及び貸付料は民間精通者の意見価格等により国が設定する。
- ・貸付料は年 4 回の前払いとし、3 年毎に改定する。
- ・貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、国は事業契約を解除することがある。この場合、選定事業者は、これによって生じた損失の補償を求めることができる。
- ・選定事業者が所有する建物の用途は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度の範囲内であり、かつ、都市計画上の用途規制等の範囲内であれば制限しない。また、国の承諾を得た上で、第三者に貸し付けることは可能。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事业の運営を委託し、又は収益施設等の附帯施設を譲渡することができる。

(ウ) 附帯的事业を宿舎建物（これに関連する宿舎敷地を含む。）の一部の使用許可により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に国有財産法第 18 条第 6 項に基づく使用許可を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり（詳細は、別添「国有財産使用許可申請書」・「国有財産使用許可書（案）」を参照のこと）。

※国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。ただし、居住用施設の導入は認めない（施設の賃貸を目的とした収益事業は不可）。
- ・使用許可は、行政処分である許可として行われるものであり、契約行為ではないため、選定事業者には私権の設定を認めるものではない。また、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において

許可するものであるため、選定事業者が許可条件に違反した場合又は国において使用許可の対象物件を使用する必要がある場合には、許可を取り消すことがある。

- ・国は、選定事業者を選定事業の用途又は目的を妨げない限度において使用許可を行う。(許可期間は、原則として5年以内とする。ただし、使用許可を行う財産の利用状況、利用目的及び投資費用の回収に要する期間を勘案し、使用許可期間を5年以内とすることが実情にそぐわないと認める場合は、その必要の程度に応じて国が定める。)
- ・使用許可は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- ・収益施設等の附帯施設の設置面積は、選定事業の用途又は目的を妨げない限度において適正な規模の範囲内とする。
- ・使用料は近隣の賃貸実例等により国が設定し、毎年度改定する。
- ・使用料は年1回の前払いとする。
- ・国有財産法第18条第8項の規定により借地借家法の適用対象外となる。また、使用許可は私権の設定ではないため、権利の譲渡・転貸等という観念はない。
- ・事業期間終了後、選定事業者の負担により、国の指定する期日までに原状回復の上明け渡す。なお、国が適当であると認め使用許可の更新を行う場合は更新前の期間と同一の期間内とする。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事业の運営を委託することができる。(施設の賃貸を目的とした収益事業は不可。)
- ・選定事業者は、建物内の一部の使用許可を受けるものとし、併せてこれに関連する宿舍敷地の使用許可を受けて駐車場などとして使用することができる。
- ・選定事業者は、内装工事等を自己の負担により実施する。

(エ) 附帯的事业を宿舍敷地の一部の使用許可により行う場合

国は、附帯的事业を行う選定事業者に国有財産法第18条第6項に基づく使用許可を行う。具体的な利用条件等は以下のとおり(詳細は、別添「国有財産使用許可申請書」・「国有財産使用許可書(案)」を参照のこと)。

※国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

- ・周辺状況を勘案し、地域住民及び入居者の利便性の向上等に資すると考える施設を提案する。
- ・使用許可は、行政処分である許可として行われるものであり、契約行為ではないため、選定事業者において私権の設定を認めるものではない。また、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において許可するものであるため、選定事業者が許可条件に違反した場合又は国において使用許可の対象物件を使用する必要がある場合には、許可を取り消すことがある。
- ・国は、選定事業者を選定事業の用途又は目的を妨げない限度において使用許可を行う。(許可期間は、原則として5年以内とする。ただし、使用許可を行う財産の利用状況、利用目的及び投資費用の回収に要する期間を勘案し、使用許可期間を5年以内とすることが実情にそぐわないと認める場合は、その必要の程度に応じて国が定める。)
- ・使用許可は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- ・収益施設等の附帯施設の設置面積は、選定事業の用途又は目的を妨げない限度において適正な規模の範囲内とする。
- ・使用料は近隣の賃貸実例等により国が設定し、毎年度改定する。
- ・使用料は年1回の前払いとする。

- ・国有財産法第 18 条第 8 項の規定により借地借家法の適用対象外となる。また、使用許可は私権の設定ではないため、権利の譲渡・転貸等という観念はない。
- ・事業期間終了後選定事業者の負担により、国の指定する期日までに原状回復の上明け渡す。なお、国が適当であると認め使用許可の更新を行う場合は更新前の期間と同一の期間内とする。
- ・選定事業者は、国の承諾を得た上で、第三者に附帯的事業の運営を委託することができる。（施設の賃貸を目的とした収益事業は不可。）

（７）施設等の概要

ア 宿舍の設置戸数等

本事業において設置する公務員宿舍及びこれに附帯する工作物その他の施設の設置戸数等は以下のとおりである。

住戸タイプ：住戸数	bタイプ（34㎡以上 35㎡未満・単身用・1DK）：190戸 cタイプ（69㎡以上 70㎡未満・世帯用・3LDK）：40戸 （合計 230 戸）
附 帯 施 設	集会場：1ヶ所 140㎡以上

（注）１．住戸タイプは、国家公務員宿舍法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）第 6 条第 2 項に規定する規格を指す。

- ２．集会場は、宿舍建物の一部又は別棟に配置することができる。
- ３．１以上の居室における冬至の日照時間は原則として 4 時間以上とする。なお、c タイプ（世帯用）の日照時間は実日照が多い配棟計画とし、近隣建物等からの日陰ができる限り少なくするように配慮する。
- ４．公務員宿舍の駐車場は 115 台以上（車いす使用者用を含む）を確保すること。なお、駐車場は平面駐車場とする。
- ５．公務員宿舍の駐輪場は b タイプには 1 戸当たり 1 台分を、c タイプには 1 戸当たり 3 台分を確保すること。設置場所は、屋内、屋外（屋根付）を問わないが、利用者の利便性を考慮して設けること。
- ６．公務員宿舍のバイク置場は 20 台以上を確保すること。設置場所は屋外（屋根付）とする。
- ７．管理人事務室（b タイプの専用面積）を 1 ヶ所設置することとし、上記の「住戸タイプ：住戸数」には含めない（防災センターの設置は想定していない。）。
- ８．設計上の理由により、各住戸タイプの戸数を数戸増加させることができる。

イ 事業用地等

事業計画地	静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目 228 番 17	
敷地面積	9,688.31 ㎡	
敷地前面道路	北西側	市道丸子池田線／現況幅員約 15m（歩道部分を含む）
	北東側	市道宮前大谷線／現況幅員約 16m（歩道部分を含む）
用途地域	第一種住居地域（一部、第二種住居地域）	
高度地区	高度地区（最高限 3 種 19m）	
防火・準防火	建築基準法第 22 条指定区域	

日 影 規 制	4 時間（10m 以内）・2.5 時間（10m を超える）・GL+4.0m
建 ぺ い 率	60%
容 積 率	200%
一 団 地 認 定	建築基準法第 86 条認定（付属資料No.19 参照）
そ の 他	居住誘導区域 埋蔵文化財包蔵地（曲金 A 遺跡）※事業計画地の一部

（８）国の支払に関する事項

国の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する公務員宿舍の設計及び建設等に係る対価と維持管理業務の対価から成る。当該設計及び建設等に係る対価について、国は、供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、P F I 法第 14 条第 1 項にいう公共施設等の管理者等である国と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるところにより支払う。

また、維持管理業務に係る対価について、国は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める半期毎に実施する業務内容に応じた額を支払う。

詳細は「6－（３）－ウ 対価等の支払等」を参照のこと。

（９）事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、P F I 法及び基本方針のほか、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

（10）事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

事 業 契 約 締 結	令和 8 年 3 月
設 計 ・ 建 設 期 間	令和 8 年 4 月～令和 12 年 2 月 ※基本設計は令和 8 年 9 月末までに提出すること。
解 体 等 期 間	令和 8 年 8 月～令和 9 年 3 月 ※解体撤去工事着手前に静岡県埋蔵文化財センターと協議を行うこと。
埋蔵文化財調査期間	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月
引 渡 し	令和 12 年 3 月 1 日
維 持 管 理 期 間	令和 12 年 3 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日

3 落札者の決定方法

本事業は、設計及び建設等の段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計及び建設等並びに維持管理業務の対価の額、事業運営、設計及び建設等並びに維持管理能力、地域への貢献その他の条件を考慮することとする。

落札者の決定に当たっては、まず下記４－（１）－ア～ウに掲げる要件（以下「入札参加資格等要件」という。）を備えていることを確認し、下記４－（３）－キにより決定する。

なお、本事業は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が適用される。

4 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

ア 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。
- ② 入札参加者は、入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加表明書の提出時に構成員及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、国との対応窓口となること。
- ③ 落札者は、特別目的会社を設立することとし、代表企業及び建設を行う者は、必ず出資を行う必要がある。その他の者へは、特別目的会社への出資は義務づけていない。

イ 入札参加者の参加要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 財務省東海財務局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省東海財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ④ 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- ⑤ 財務省東海財務局が本事業について、アドバイザリー業務を委託したランドブレイン株式会社及びランドブレイン株式会社が本アドバイザリー業務において提携関係にある弁護士法人シリウス法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
（注）「資本面において関連がある者」とは、当該会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（⑦及び下記 4－（１）－ウにおいて同じ）。
- ⑥ 入札参加グループの構成員のいずれかが、他の入札参加グループの構成員として参加していないこと。
- ⑦ 下記「５－（１）」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑧ P F I 法第 9 条の欠格事由に該当する者でないこと。

ウ 入札参加者の資格等要件

入札参加グループの構成員のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ①並びに各業務に応じ②、③、④又は⑤の要件を満たすこと。

なお、②、③、④及び⑤のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することを妨げないが、建設と工事監理業務を同一の企業が兼ねることはできない。

また、建設を行う者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ② 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても以下の要件を満たすこと。
 - A. 令和 7・8 年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
 - B. 次の（A）から（C）に該当する建築物の設計実績が平成 27 年度以降においてあること（一つの建物で（A）から（C）の条件を満たす必要がある）。
 - （A）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - （B）建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
 - （C）地階を除く階数が 6 以上かつ延べ面積が 1,500 m²以上であること。
- ③ 建設に当たる者は 3 者までとし、次の要件を満たすこと。
 - A. 1 者の場合は、令和 7・8 年度財務省東海地区競争参加資格審査において業種区分が「建築一式工事」の「A」等級に格付けされている者（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）であること。2 者以上の場合は、同業種区分が「建築一式工事」の「A」等級又は「B」等級に格付けされている者（内 1 者は「A」等級に格付けされている者）であること。
 - B. 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。
 - C. 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - D. 1 者の場合の当該者並びに 2 者以上の場合の内 1 者は、平成 27 年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次の（A）から（C）に該当する建築物の建築一式工事の元請けとして施工した実績を有すること（一つの建物で（A）から（C）の条件を満たす必要がある）。2 者以上の場合の内 1 者を除くほかの者については、平成 27 年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次の（A）及び（D）に該当する建築物の建築一式工事を元請として施工した実績を有すること（一つの建物で（A）及び（D）の条件を満たす必要がある）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。
 - （A）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - （B）建築基準法別表第一（イ）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
 - （C）地階を除く階数が 6 以上かつ延べ面積が 1,500 m²以上であること。
 - （D）地階を除く階数が 6 以上であること。
- ④ 工事監理に当たる者は 1 者とし、次の要件を満たすこと。

- A. 令和7・8年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」の「A」等級に格付けされている者であること。
- B. 平成27年度以降においてその全部の引渡しを行った建築物で、次の（A）から（C）に該当する建物の工事監理実績があること（一つの建物で（A）から（C）の条件を満たす必要がある）。
- （A）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
- （B）建築基準法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供するものであること。
- （C）地階を除く階数が6以上かつ延べ面積が1,500㎡以上であること。
- ⑤ 維持管理に当たる者は1者とし、次の要件を満たすこと。
- A. 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「東海・北陸」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- B. 平成27年度以降において、本事業における設置予定宿舍と同等以上の規模（戸数）の住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者であること。

エ 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合（上記4－（1）－イ～ウに定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、国と協議を行うこととする。協議の結果、国が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認を受けた上で入札提出書類（下記8－（4）により入札参加者が提出する書類をいう。以下同じ。）の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

オ 入札参加資格等要件の確認

入札参加希望者は、入札参加資格等要件を満たすことを証明するため、後述する手続きにより入札参加資格等要件審査申請を行い、入札参加資格等要件の確認を受けなければならない。

なお、入札参加資格等要件の確認日は、入札参加資格等要件審査申請の提出期限の日をもって行う。（入札参加資格等要件の審査で資格有と確認された者であっても、入札参加資格等要件確認日以降、落札者決定時までには上記4－（1）－イ～ウに掲げる入札参加資格等要件を失った者は、入札参加資格等要件のない者に該当する。）

（2）応募に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、下記8－（2）－イ～ソに掲げる入札参加表明書（様式2）、指名停止等に関する申出書（様式3）、委任状（様式4）、入札参加資格等要件審査申請書（様式5）、グループ構成員表（様式6）、全ての構成員の誓約書（様式7）及び役員等名簿（様式8）、競争参加資格に係る等級決定通知書の写し、建設業法に基づく建設業許可を取得している全ての構成員の経営規模等評価結果通知書の写し（最新のもの）、事業実施体制（様式9）及び各種実績（様式10～13）（以下「入札参加表明書等」という。）の提出をもって本件入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金は、免除する。
- ② 契約保証金は、免除する。

ただし、選定事業者は、設計及び建設等工事の履行を確保するため、設計及び建設等に係る対価（下記 4－（3）－ウ－（ア）－②参照）から支払利息相当額を除いた金額の 1/10 以上の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計に当たる者、工事監理に当たる者及び建設に当たる者の全部又は一部の者に、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させる。

当該保険契約において、国を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を国に提出し、選定事業者を被保険者とした場合には、選定事業者の負担により、その保険金請求権に事業契約書案第 63 条第 1 項に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定し、保険証券を国に提出すること。

履行保証保険の有効期間は、設計及び建設等工事期間とする。

エ 入札参加表明書等の取扱い

- ① 支出負担行為担当官は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格等要件の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ② 提出された入札参加表明書等は返却しない。
- ③ 入札参加表明書等の変更等の禁止

提出された入札参加表明書等の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された入札参加表明書等の差し替え又は再提出を指示した場合であっても、入札参加表明書等の提出期限以降の差し替え又は再提出は認めない。

オ 入札提出書類の取扱い

（ア）著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、入札提出書類は入札参加者に返却しない。ただし、開札をせずに本業務の実施が取り止めになった場合は、この限りではない。

また、入札参加者から提出された資料は、落札者の決定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

（イ）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

（ウ）入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は、原則として認めない。

ただし、軽微な修正にかかるものでやむを得ない事情と認められる場合は、変更、差し替え又は再

提出を認める場合がある。

カ 国からの提示資料の取扱い

国が提供する資料は、入札に関する検討以外の目的で使用することはできない。

キ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

ク 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

スケジュール（予定）	内 容
令和7年6月20日	①入札公告
令和7年6月20日～8月18日	②入札説明書等の交付期間
令和7年6月20日～7月11日	③入札説明書等に関する質問受付期間
令和7年8月8日	④入札説明書等に関する質問・回答公表
令和7年8月18日～8月22日	⑤入札参加表明書等の受付期間
令和7年8月29日	⑥入札参加資格等要件の審査結果の通知
令和7年9月10日	⑦入札参加資格等要件がないと認めた理由説明の受付期限
令和7年9月22日	⑧入札参加資格等要件がないと認めた理由の回答
令和7年9月22日～9月30日	⑨入札提出書類の受付期間
令和7年10月1日	⑩開札
令和8年1月下旬	⑪落札者の決定
令和8年2月上旬	⑫落札者との基本協定の締結
令和8年3月中旬	⑬選定事業者との事業契約締結

（注）資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は適宜質問・回答の機会を設ける。

ア 入札説明等

(ア) 入札説明書等の交付

以下のとおり、入札説明書等を交付する。

交 付 期 間	令和7年6月20日（金）～8月18日（月） （ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）
交 付 時 間	午前9時00分から午後5時00分まで
交 付 場 所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第3統括部門） 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 電話 052-951-2699（ダイヤルイン）

※1 入札説明書等の交付を希望する者は、上記4-（1）-ウに定める令和7・8年度財務省東海地区競争参加資格審査、若しくは令和7・8・9年度一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）審査において等級格付けされた等級決定通知書を持参するものとする。

※2 郵送、電送（電子メール等）による交付は行わない。

※3 資料は電子データ（DVD-R）により交付する。

※4 来局に際しては、事前に来局日時を電話連絡願います。

(イ) 入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等の内容に関し質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

受 付 期 間	令和7年6月20日（金）～令和7年7月11日（金）午後5時00分まで
宛 先 ・ 方 法	質問の宛先、提出方法及び様式等については様式1を参照すること。
回 答 の 公 表	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権

	利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。
回 答 日	令和 7 年 8 月 8 日（金）
回 答 場 所	財務省東海財務局ホームページ及び掲示板（東海財務局第 3 統括部門入口及び静岡財務事務所入口）

イ 入札参加表明書等の提出及び入札参加資格等要件の審査

（ア）入札参加表明書等の提出

- ① 入札参加希望者は、入札参加表明書等（下記 8－（2）参照）を支出負担行為担当官へ提出し、入札参加資格等要件の有無について審査を受けなければならない。

提 出 期 間	令和 7 年 8 月 18 日（月）～8 月 22 日（金）
提 出 時 間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
提 出 場 所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第 3 統括部門） 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 1 号 電話 052-951-2699（ダイヤルイン）
提 出 方 法	入札参加表明書等は、持参により提出すること。 （郵送、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。）

- ② 設計実績、建設工事の施工実績、工事監理実績及び維持管理業務実績は、様式集に定めるところに従い作成すること。
- ③ 入札参加資格等要件のうち、建設工事の施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域、並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国における建設工事の施工実績をもって行う。
- ④ 上記 4－（1）－ウ－②－A.、③－A.、④－A.、⑤－A. に掲げる格付等（以下「競争参加資格」という。）の認定を受けていない者であっても、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、入札参加表明書等の提出期限までに入札参加資格等要件の確認を受けることにより、入札に参加することができる。
- ⑤ 上記 4－（1）－イー④のうち、指名停止の文書に起因が記載されていない場合は、起因を特定し同一業種に該当しないことを証明できる書面等の写しを添付すること。

（イ）入札参加資格等要件の審査結果の通知

入札参加資格等要件の審査結果の通知は、代表企業に対して、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに通知（メールに pdf ファイルを添付して送信する。以下同じ。）するとともに入札参加資格等要件ありとした者には併せて、登録受付番号を通知する。

（ウ）入札参加資格等要件なしとされた場合の扱い

入札参加資格等要件の審査の結果、入札参加資格等要件がないとされた者は、支出負担行為担当官に対して入札参加資格等要件がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意。ただし、A4 版とする。）により説明を求めることができる。

申 出 期 限	令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時 00 分（必着）まで（ただし、閉庁日を除く）
申 出 場 所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第 3 統括部門）

	〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 電話 052-951-2699（ダイヤルイン）
申 出 方 法	書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。なお、郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便」とすること。
回 答 期 日	説明を求めた者に対し、令和7年9月22日(月)までに書面により回答（メール送信）する。

ウ 入札

入札参加資格等要件の確認を受けた入札参加者を対象として、次により入札を実施する。

(ア)入札の方法

- ① 入札提出書類（下記8-(4)参照）は、持参又は郵送のいずれかの方法により一括して提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便小包」とすること。

提 出 期 間	令和7年9月22日(月)～令和7年9月30日(火)（ただし、閉庁日を除く）
提 出 時 間	午前9時00分から午後5時00分まで （ただし、郵送する場合は令和7年9月29日(月)午後5時00分（必着））
提 出 場 所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第3統括部門） 〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 電話 052-951-2699（ダイヤルイン）

② 入札価格

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を控除した金額を記載すること。

なお、入札価格は、以下の費用により見積もるものとする。

A. 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

公務員宿舎小鹿住宅及びこれに附帯する工作物その他施設（集会場、駐車場等）に係る設計及び建設費、既存建物及びこれに附帯する工作物の解体・撤去処分費、工事監理費、近隣対応・対策費、公務員宿舎建設に伴う各種申請等の業務に必要な費用、不動産取得税（国の所有に係る部分に限る）、合築を行う場合の建物に係る登記に関する費用（国の所有に係る部分に限る）、その他これらを実施する上で必要な関連業務に必要な費用（特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等）及びこれらに係る支払利息相当額（注）等。

また、国が本事業の入札手続において、事業用地に関する調査資料で明示していない土地の瑕疵に基づく費用（地下埋設物の撤去費等）は、国の負担とするため入札価格の見積りには算入しないものとする。ただし、附帯的事業の用に供する部分の地下埋設物の撤去費等は選定事業者の負担となる。

(注) 支払利息相当額の算定方法

支払利息相当額は、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価の額から支払利息相当額を控除した金額について分割払いとし、第1回目の支払においては対価の100分の35に相当する額、2回目から6回目の支払において残りの100分の65に相当する額を元金均等払いにより支払うことを前提とする支払金利により算定した額とする。

支払金利は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とする。

基準金利は、東京スワップレファレンスレート（T. S. R）の TONA ベース 5 年もの（円／円）金利スワップレートとする。

なお、支払金利は令和 10 年 7 月 1 日（なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。）時点での見直しを想定していることから、入札時には、令和 7 年 7 月 1 日（なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。）に公表される基準金利に基づいた調達金利を使用して算定すること。

B. 公務員宿舎の維持管理業務等に係る対価

公務員宿舎の維持管理業務及び保守点検業務（昇降機保守点検、消防用設備等保守点検、給水設備清掃・保守点検等、太陽光発電設備保守点検、建築基準法第 12 条点検、屋上緑化設備を設置する場合は当該施設の保守点検、自家用電気工作物を設置する場合は当該施設の保守点検、宅配ボックスを設置する場合は当該施設の保守及びその他提案に伴う設置設備機器等の保守点検）に係る費用の維持管理期間の合計額。

（注） 1. 以下の費用については、国が費用負担するものとし、入札価格の見積りには算入しないものとする。

（1）公務員宿舎施設の修繕に係る費用（ただし、建物の瑕疵に起因する修繕を除く。）

（2）本事業の実施状況の確認に要する費用（選定事業者側に発生する費用を除く。）

（3）下記 6－（3）－ウ－（イ）－②に定める、公務員宿舎の維持管理業務に係る費用について、物価変動のうちの一定の幅を超える部分

2. 附随的な事業を実施する場合は、独立採算で行うことから、当該事業に係る費用は入札価格の対象外とする。

3. 特別目的会社の運営に係る費用を公務員宿舎の維持管理業務に係る対価として入札価格の見積りに算入しないこと。

C. 入札書（様式 17）及び長期収支計画（様式 22）並びに算出根拠（長期収支計画）（様式 23）は、任意の封筒に 1 部を入れて封緘し、代表企業が提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「支出負担行為担当官 東海財務局 総務部次長」、「入札者名」及び「公務員宿舎小鹿住宅整備事業に係る入札書在中」を記載すること。

（注）長期収支計画（様式 22）、算出根拠（長期収支計画）（様式 23）については、Excel（Microsoft Office365 に対応可能なバージョン）により作成し、その情報が保存された DVD-R（登録受付番号を記入）を同封すること。

D. 代理人が受任権限に基づき入札書を提出する場合は、入札書を入れた封筒に委任状（様式 16）を添付すること。

E. 会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、入札参加表明書等を提出する前日までに、会社制定の様式による年間委任状（有効期限：本年度末まで）を、入札参加表明書等の提出場所へ提出するとともに、入札書を入れた封筒に年間委任状（写）を添付すること。なお、既に、年間委任状を提出済みの場合には再度提出する必要はないが、委任者である会社の代表者又は被委任者である支店長等が異動している場合は改めて提出すること。この場合でも、入札書を入れた封筒に年間委任状（写）を添付することは同じ。

F. 入札に当たっての留意事項

（A）入札提出書類の提出に当たって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できない。

（B）入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

(イ) 公正な入札の確保

- ① 入札に当たっては、入札参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格及び提案内容又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ③ 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者等は、下記 5-(1) の「公務員宿舍小売住宅整備事業に係る事業者選定審査委員会」の審査委員に、提案内容に係る相談や質問等を一切行ってはならない。

(ウ) 入札の取り止め等

- ① 入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- ② 国の事情、災害又はその他やむを得ない事由が生じた場合は、本事業の入札を延期又は取り止めることがある。

エ 入札の辞退

入札参加資格等要件の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式 14)を下記により提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「簡易書留郵便」又は「書留郵便」とすること。

提出期間	令和 7 年 9 月 30 日(火)まで(ただし、閉庁日を除く)
提出時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (ただし、郵送する場合は令和 7 年 9 月 29 日(月)午後 5 時 00 分(必着))
提出場所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官(第 3 統括部門) 〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 1 号 電話 052-951-2699(ダイヤルイン)

オ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 本件入札説明書に示した入札参加資格等要件のない者が行った入札
なお、入札参加資格等要件の審査で資格有と確認された者であっても、入札参加資格等要件確認日以降、落札者決定時までに上記 4-(1)ーイ〜ウに掲げる入札参加資格等要件を失った者は、入札参加資格等要件のない者に該当する。
- ② 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ③ 「入札参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った入札
- ④ 入札参加者の記名又は入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の記載を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- ⑤ 入札参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札

- ⑥ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札
- ⑨ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑩ その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

カ 開札

- ① 開札は入札事務に関係のない当局の職員を立ち会わせて、次に従い行うが、入札参加者等は1名程度を開札会場に立ち会わせることができる。

開 札 日 時	令和7年10月1日(水)午前10時00分
開 札 場 所	財務省東海財務局 2階 大会議室

- ② 開札においては入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提示した者の登録受付番号を発表する。国が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者のみ、その後の審査の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。
- ③ 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した入札がない時は、契約担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として1回とする。

キ 落札者の決定

落札者決定基準に基づき、事業計画、施設整備計画、解体撤去にかかる事項、維持管理（運營業務）計画にかかる事項、附随的事業にかかる事項、及びその他の条件を審査委員会が総合的に評価する。

国は、審査委員会の評価点を入札価格で除した値（総合評価値）の最も高い者を落札者として決定する。

ク 入札結果の通知及び公表

落札者及び落札金額並びに総合評価値については、落札者決定後速やかに入札参加者にて通知するとともに、落札者については財務省東海財務局ホームページ及び掲示板（東海財務局第3統括部門入口及び静岡財務事務所入口）において公表する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、PFI法第11条に規定する客観的な評価については、落札者との事業契約締結後、審査結果及び入札状況等と併せて公表する予定である。

ケ 特定事業の選定の取消し

最終的に、入札参加者がいない場合又は入札参加者全員の入札額について国が設定する予定価格を超える場合、国は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

5 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

審査に関して、有識者及び財務省職員で構成する「公務員宿舍小鹿住宅整備事業に係る事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を、財務省東海財務局に設置する。審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された事業提案の審査を行う。審査委員会は以下の6名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

【有識者】

委員長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学 名誉教授
委員	池田 浩敬	常葉大学 社会環境学部 教授
委員	木村 精治	有限会社 都市環境デザイン研究所 代表取締役
委員	小西 敦	静岡県立大学 経営情報学部 客員教授
委員	加山 秀剛	公認会計士

【財務省職員】

委員	財務省東海財務局 管財部次長（宿舍担当）
----	----------------------

(2) 審査の方法

審査委員会は、提案内容に基づき基礎審査を満たしているか否かを確認のうえ、定量的審査項目における評価を行い各提案の評価点を決定する。

(3) 審査項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は落札者決定基準による。

ア 基礎審査

以下の計画について、入札参加者の提案内容が、国の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

ただし、「附帯的事業に係る事項」については、入札参加者が附帯的事業を提案した場合にのみ、基礎審査を行うものであり、附帯的事業を提案しなかったことによって失格になるものではない。

- ① 事業計画にかかる事項
- ② 施設整備計画にかかる事項
- ③ 解体撤去計画にかかる事項
- ④ 維持管理（運營業務）計画にかかる事項
- ⑤ 附帯的事業にかかる事項

イ 定量的審査

定量的審査においては、下記項目について、審査委員会において提案内容の審査・加点付与を行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- ① 事業計画にかかる提案
- ② 施設計画にかかる提案

- ③ 工事施工計画にかかる提案
- ④ 維持管理（運營業務）計画にかかる提案
- ⑤ 附帶的事業にかかる提案

（４）審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、以下のとおり。

財務省東海財務局管財部管財総括第２課 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目３番１号 電話 052-951-2867（ダイヤルイン）
--

6 事業契約に関する事項

(1) 特別目的会社（SPC）の設立

- ① 落札者は、本事業を遂行するため、会社法（令和 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立すること。
- ② 落札者と国は、事業契約の締結に向けて落札者決定後速やかに、基本協定書案により基本的な協定を締結する。
- ③ 落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。なお、特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、入札参加グループの構成員の議決権が全体の 50%を超えるものとする。
- ④ 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- ⑤ 特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。なお、国の事前の書面による承諾とは、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と締結する直接協定に基づき承諾する場合を言う。

(2) 事業契約の締結

- ① 落札者が設立した特別目的会社と国は、上記 6－(1) の協定に規定した事項に基づき、同協定締結後 30 日（30 日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合、翌開庁日とする。）以内に、提案内容及び事業契約書案に基づいて事業契約を締結する。なお、選定事業者が遂行すべき設計業務、建設等工事及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等は、事業契約書において定める。
- ② 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- ③ 特別目的会社が事業契約を締結しない場合は、国は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。
- ④ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(3) 事業契約の概要

ア 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

なお、下記 6－(3)－ウ－(イ)に掲げる方式により対価の改定を行った場合は、改定後の対価により計算した金額とする。

イ 事業の遂行

- ① 令和 12 年 2 月 7 日までに事業契約に定められた工事を完成させること。
- ② 令和 12 年 3 月 1 日までに、国に公務員宿舎小鹿住宅を引き渡すこと。
- ③ 上記 2－(6)－ウに示す事業を確実に行うこと。

ウ 対価等の支払等

(ア) 対価等の支払

公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価、公務員宿舎の維持管理業務に係る対価並びにそれらに係る消費税等相当額の支払は、事業契約書に定めるところにより、以下のとおり行う。

① 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価等の支払

国は、供用開始から事業期間中に選定事業者に対し、事業契約書に定めるとおり、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価として年 1 回の 6 回分割払いとし、第 1 回目の支払においては対価の 100 分の 35 に相当する額、2 回目から 6 回目の支払において残りの 100 分の 65 に相当する額を元金均等払いにより計算した額に、各回の支払額のうち元金返済に相当する金額に係る消費税等相当額を加算した合計額を年 1 回ずつ、6 回支払う。

A. 公務員宿舎の設計及び建設等に係る第 1 回目の対価の支払については、以下の手順で行う。

- (A) 公務員宿舎の完成後、選定事業者はしゅん工検査の報告を行う。
- (B) 国は、上記の報告を受けてから 14 日以内にしゅん工確認を行う。
- (C) 選定事業者は、確認通知受領後、国に対して公務員宿舎を引き渡し、請求書を送付する。
- (D) 国は、請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設等に係る第 1 回目の対価及び元金に係る消費税等相当額を支払う。

B. 公務員宿舎の設計及び建設等に係る第 2 回目以降の対価の支払については、以下の手順で行う。

- (A) 選定事業者は、毎年度 4 月 1 日から 1 か月以内に、国に対して請求書を送付する。
- (B) 国は、請求を受けた日から 30 日以内に設計及び建設等に係る第 2 回目以降の対価及び元金に係る消費税等相当額を支払う。

② 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価等の支払

公務員宿舎の維持管理業務に係る対価及び消費税等相当額について、国は、定期又は随時にモニタリングを実施し、事業契約書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で年 2 回、事業契約書に定める額を選定事業者を支払う。

A. 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価の支払については、以下の手順で行う。

- (A) 選定事業者は国に対して、毎月業務終了後翌月の 7 日（当日が閉庁日の場合は、その直後の閉庁日でない日とする。）までに業務報告書を提出する。
- (B) 国は、業務報告書の確認等の定期モニタリングを行う。
- (C) 国は、4 月から 9 月、10 月から 3 月（1 回目の支払については令和 12 年 3 月）までの選定事業者の維持管理業務の履行確認及びモニタリングの終了後、当該履行確認及びモニタリングの結果に基づき、減額ポイント及びモニタリングの結果減額の必要がある場合には減額後の国の支払額（公務員宿舎の維持管理業務に係る対価の支払額について、下記 6－（3）－ウー（イ）－②に基づき対価の改定が行われる場合においては、対価の改定後の額を増減額した後の国の支払額）を、選定事業者に対し、9 月分、3 月分の履行確認終了後、閉庁日を除く 10 日以内に通知する。

(D) 選定事業者は、支払額判明後速やかに、国に対して請求書を提出する。

(E) 国は、請求書の受領後 30 日以内に公務員宿舎の維持管理業務に係る対価及び消費税等相当

額の支払を行う。

(イ) 対価の改定

① 公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価

公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価については、金利変動及び建設期間中の物価変動を除き、原則として改定は行わない。

なお、詳細は事業契約書案を参照のこと。

○金利変動による改定

対象となる費用	支払利息相当額
改定基準日	令和10年7月1日 (当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)
改定方法	改定基準日の金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に選定事業者が入札時に提案したスプレッドを加えた合計額として対価の改定を行う。

② 公務員宿舎の維持管理業務に係る対価

公務員宿舎の維持管理業務に係る対価については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

なお、詳細は事業契約書案を参照のこと。

エ 選定事業者の権利義務等に関する制限

(ア) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

国の事前の書面による承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他一切の処分を行ってはならない。

(イ) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社の出資者は、事業契約に基づく事業予定者の債務が消滅するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(ウ) 債権の譲渡

選定事業者が、国に対して有する公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理業務の提供に係る債権は、国の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

(エ) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、国に対して有する公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、国の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

(オ) 国の承諾

選定事業者が、本事業の実施に係る資金調達において、流動化等を目的として金融機関等から上記(ア)から(エ)を求められた場合には、国は選定事業者に対し、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、国の利益を侵害しないと認められる場合は承諾する。

オ 国と選定事業者の責任分担

(ア) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、公務員宿舎の設計及び建設等並びに維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うこととする。

(イ) 予想されるリスクと責任分担

国と選定事業者の責任分担は、事業契約書によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書案に示すが、事業契約書案に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

カ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で国は必要な協力を行う。

(イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の支援は想定していない。

ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、国はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

7 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と国の関わり

- ① 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、国は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- ② 国は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて国と建設会社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、国と建設会社等との間で直接連絡調整等を行った事項については選定事業者に報告する。
- ③ 事業の継続性をできるだけ確保する目的で、国は、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- ④ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

ア 業務内容

設計業務及び建設等業務並びに維持管理業務については、事業契約書及び要求水準書による。

イ 業務の委託

選定事業者は、上記アに示した業務を、あらかじめ国の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 国による確認等

国は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書等に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。

なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、国は、当該業務に係る対価の減額等を行う。詳細は、事業契約書案を参照のこと。

ア 本事業の実施状況の確認

国は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。

また、定期的に行う確認のほか、国が必要と認める場合には、随時に確認を行う。

なお、確認に要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き国の負担とする。

(ア) 基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に国に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準書に適合していることが確認できる設計図書を国に提出し、内容の確認を受ける。

(イ) 建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、

国に事前説明及び事後報告を行う。

(ウ) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を国に毎月報告させる。

また、選定事業者は、国が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。

ただし、国が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は国に移転されないものとする。

(エ) 工事完成時

選定事業者は、施工記録等を用意して、現場で国の確認を受ける。

ただし、国が施工記録等の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は国に移転されないものとする。

(オ) 維持管理期間

国は、維持管理期間中、定期又は随時に維持管理業務のモニタリングを行う。

(カ) 事後評価

国は、事業期間満了の一定期間前に「P F I 事業における事後評価等マニュアル（令和 3 年 4 月内閣府民間資金等活用事業推進室）」を参考に評価を行う。選定事業者は、評価に必要な資料の提供を選定事業者の負担により行うこと。

イ 支払の減額等

維持管理業務に関するモニタリングの結果、事業契約書等に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

ウ 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の計算書類等(会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成し、会社法第 436 条第 2 項に従い監査を受け、当該事業年度の最終日から 3 ヶ月以内に、国に提出する。

また、国は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

具体的な利用条件については、別添「公務員宿舍小鹿住宅整備事業に関する国有財産無償貸付契約書（案）」、「公務員宿舍小鹿住宅整備事業に関する国有財産有償貸付契約書（案）」、「公務員宿舍小鹿住宅整備事業に関する国有財産有償貸付合意書(案)」及び「国有財産使用許可申請書・国有財産使用許可書(案)」を参照のこと。

また、貸付料及び使用許可料の算定基準については、別添「貸付料予定価格等の算定基準」又は「普通財産貸付料算定基準」を参照のこと。

- ① 本事業の公務員宿舍に係る敷地は国有財産であり、財産の分類は行政財産である。
- ② 公務員宿舍に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用する事ができる。
- ③ 選定事業者は、附帯の事業を合築により行う場合、当該事業に供する宿舍敷地の一部を、国と締

結する賃貸借契約(普通借地)により、有償で 사용할 ことができる。

- ④ 選定事業者は、附帯的事業を堅固な建物を設置（合築による場合を除く）して行 場合、当該事業に供する宿舎敷地の一部を、国と締結する賃貸借契約（事業用定期借地）により、有償で使用する ことができる。
- ⑤ 選定事業者は、附帯的事业に供する宿舎建物（これに関連する宿舎敷地を含む）の一部を、国からの使用許可により、有償で使用する ことができる。
- ⑥ 選定事業者は、附帯的事业に供する宿舎敷地の一部を、国からの使用許可により、有償で使用する ことができる。

8 提出書類

(1) 入札説明書等に関する質問時の提出書類

入札説明書等に関する質問は、1部提出すること。

ア	入札説明書等に関する質問書	様式 1
---	---------------	------

(2) 入札参加表明、入札参加資格等要件審査申請時の提出書類

入札参加表明書等は、1部提出すること。

なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

イ	入札参加表明書	様式 2
ウ	指名停止等に関する申出書	様式 3
エ	委任状	様式 4
オ	入札参加資格等要件審査申請書	様式 5
カ	グループ構成員表	様式 6
キ	誓約書	様式 7
ク	役員名簿	様式 8
ケ	競争参加資格に係る等級決定通知書の写し	—
コ	建設業法に基づく建設業許可を取得している全ての構成員の経営規模等評価結果通知書の写し（最新のもの）	—
サ	事業実施体制	様式 9
シ	設計実績	様式 10
ス	建設工事の施工実績	様式 11
セ	工事監理実績	様式 12
ソ	維持管理業務実績	様式 13

(3) 入札辞退時の提出書類

タ	入札辞退届	様式 14
---	-------	-------

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。

書類を提出するときには、各提案書には所定の表紙を付け、「基礎審査項目にかかる提案」(ナ)(ニ)(ヌ)を1分冊、「定量的審査内容にかかる提案」(ネ)(ノ)(ハ)(ヒ)(フ)を1分冊、「施設計画に係る提案書(図面集)」(ヘ)を1分冊、「有価証券報告書等」(ホ)を1分冊とし、下表に掲げる部数を提出すること。

なお、「事業計画に係る提案書」(ナ)のうち「長期収支計画」及び「算出根拠(長期収支計画)」については、「入札書」(テ)と同封とし、分冊としない。

チ	入札提出書類の提出届	様式 15	1 部
ツ	委任状	様式 16	1 部
テ	入札書	様式 17	1 部
ト	要求水準書に関する確認書	様式 18	1 部
基礎審査項目にかかる提案書			
ナ	事業計画にかかる事項		
	事業計画にかかる事項表紙	様式 19	20 部
	事業スケジュール	様式 20	20 部
	資金調達方法	様式 21	20 部
	長期収支計画 ※入札書に同封すること	様式 22	1 部
	算出根拠（長期収支計画） ※入札書に同封すること	様式 23	1 部
ニ	施設整備計画にかかる事項		20 部
	施設整備計画にかかる事項表紙	様式 24	
	施設計画等にかかる事項	様式 25	
ヌ	附帯的事業にかかる事項		20 部
	附帯的事業にかかる事項表紙	様式 26	
	附帯的事業にかかる長期収支計画	様式 27	
	算出根拠（附帯的事業にかかる長期収支計画）	様式 28	
定量的審査内容にかかる提案書			
ネ	事業計画にかかる提案書		20 部
	事業計画にかかる提案書表紙	様式 29	
	事業の実施体制	様式 30	
	資金調達計画	様式 31	
	リスク管理計画	様式 32	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進にかかる認定状況	様式 33	
	従業員への賃金引上げ計画の表明書	様式 34	
ノ	施設計画にかかる提案書		20 部
	施設計画にかかる提案書表紙	様式 35	
	周辺環境への配慮、意匠・景観計画	様式 36	
	敷地の利用計画（コミュニティ形成、住環境）	様式 37	
	敷地の利用計画（安全・防犯・防災）	様式 38	
	敷地の利用計画（利便性・メンテナンスの容易性）	様式 39	
	住棟・住戸計画（プライバシー確保、コミュニティ形成）	様式 40	
	住棟・住戸計画（安全・防犯・防災）	様式 41	
	住棟・住戸計画（利便性・メンテナンスの容易性）	様式 42	
	地球環境共生への配慮	様式 43	
	C A S B E E 簡易計算書	—	

ハ	工事中の施工計画にかかる提案書			20 部
		工事中の施工計画にかかる提案書表紙	様式 44	
		工事区分、工期設定、品質管理、安全管理等	様式 45	
		周辺環境、地球環境共生への配慮	様式 46	
ヒ	維持管理（運營業務）計画にかかる提案書			20 部
		維持管理（運營業務）計画にかかる提案書表紙	様式 47	
		維持管理業務提案	様式 48	
		保守点検業務提案	様式 49	
フ	附帯的事業にかかる提案書			20 部
		附帯的事業にかかる提案書表紙	様式 50	
		事業内容	様式 51	
		事業計画	様式 52	
ヘ	施設計画にかかる提案書（図面集）			20 部
		施設計画提案書（図面集）表紙	様式 53	
		計画概要	様式 54	
		配置計画（1／600）	様式 55	
		鳥瞰図	様式 56	
		平面図（1／600）	様式 57	
		立面図（1／600）	様式 58	
		断面図（1／600）	様式 59	
		各住戸平面図（1／100）	様式 60	
		外構・緑化計画（1／600）	様式 61	
		面積表	様式 62	
		仕上表	様式 63	
		日影図（1／1,000）	様式 64	
ホ	有価証券報告書等 ※入札参加グループの構成員に係る会社概要（パンフレット等の使用も可能） ※入札参加グループの構成員に係る直近 3 期分の有価証券報告書の写し（有価証券報告書を作成していない場合は計算書類等でも可能）		—	1 部

9 その他

(1) 事業の終了

国は、公務員宿舍小鹿住宅が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により公務員宿舍を維持継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して事前に書面で通知した上で、公務員宿舍小鹿住宅の維持管理業務の提供を終了させることができる（事業契約書案参照）。

(2) 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、財務省東海財務局のホームページに掲載する。

(3) 予算決算及び会計令第 73 条関係の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等財務省東海財務局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、財務省東海財務局が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

付属資料一覧

資料No.	名 称 等
1	小鹿住宅現況平面図
2	小鹿住宅地積測量図
3	小鹿住宅ボーリング位置図
4	小鹿住宅ボーリング柱状図 NO. 1～NO. 2
5	小鹿住宅現況図・高低測量図
6	小鹿住宅立木配置図
7	小鹿住宅立木調査表
8	小鹿住宅既存建屋配置図
9	小鹿住宅既存建物等一覧表
10	合同宿舎小鹿住宅 1 号棟 工事設計図（設計図・竣工図）
	・ 建築・構造図
	・ 電気設備図
	・ 給排水設備図
11	合同宿舎小鹿住宅 2 号棟 工事設計図（設計図・竣工図）
	・ 建築・構造図
	・ 電気設備図
	・ 給排水設備図
12	合同宿舎小鹿住宅 5、6 号棟 工事設計図（設計図）
	・ 建築・構造図
	・ 電気設備図
	・ 給排水設備図
13	附属建屋設計図（設計図）
	・ 既設自転車置場標準図（A タイプ）
	・ 既設自転車置場標準図（B タイプ）
	・ 既設自転車置場標準図（C タイプ）
14	維持管理業務関係資料
	・ 東海財務局合同宿舎管理人事務取扱規則
	・ 業務委託及び専任管理人業務マニュアル
	・ 東海財務局合同宿舎集会場取扱マニュアル
	・ 東海財務局所管の合同宿舎に係る緊急修繕・小規模修繕及び単価契約修繕工事マニュアル
	・ 合同宿舎の原状回復等に関するガイドラインの取扱いについて
	・ 合同宿舎にかかる災害対応の手引き（宿舎管理人用）
	・ 2 台目貸与に関する Q & A

資料No.	名 称 等
	・住まいのしおり
15	小鹿住宅地歴調査結果報告書
16	小鹿住宅アスベスト調査報告書
17	小鹿住宅地質調査等工事報告書
18	小鹿住宅埋蔵文化財試掘調査報告書（発掘調査の概要について）
19	小鹿住宅建築基準法第 86 条認定（一団地の総合設計制度の適用）関係図書
20	小鹿住宅改修図面
21	リスク分担表（実施方針添付書類（令和 7 年 3 月 3 日公表（令和 7 年 4 月 24 日一部変更））

（注）各資料は、事業の提案に係る目的以外に使用しないこと。

資料については、全て電子データ（DVD-R）で配布する。

※ 資料の配布場所・期間等

場 所	財務省東海財務局管財部統括国有財産管理官（第 3 統括部門）
期 間	令和 7 年 6 月 20 日（金）～8 月 18 日（月）（ただし、閉庁日を除く）
時 間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

来局に際しては、事前に来局日時を電話連絡（052-951-2699）願います。